

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-1-1
処分の種類	シルバー人材センターに対する監督命令			
根拠法令条例等・条項	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 第42条			
処分の概要	シルバー人材センターに対し、規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規程において言い尽くされているため) 【参考】高年齢者の等の雇用の安定等に関する法律第42条</p> <p>第四十二条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対し、第三十八条第一項に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			